

特定非営利活動法人ハッピー綿打定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハッピー綿打と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市新田早川町430番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもと子育て当事者、障害者、高齢者等の地域住民に対して、地域ネットワークを構築し、地域全体で、子どもの健全育成及び障害者、高齢者等の地域参加を支援する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法第6条に規定された小規模住居型児童養育事業
- (2) ひとり親家庭・子育て女性支援事業
- (3) 子ども・若者支援事業
- (4) 障害者・高齢者支援事業
- (5) 子ども食堂・学習支援事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申

込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑則

（細則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - （1）正会員 入会金 10,000 円、 年会費 2,000 円
 - （2）賛助会員 入会金 5,000 円、 年会費 1,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	福島 忠雄	理事長
〃	福島 梓	副理事長
〃	定村 育恵	
〃	前田 正博	
〃	松村 とよ子	
監事	川島 功	

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人ハッピー綿打

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	福島 忠雄		無	理事長
理事	福島 梓		無	副理事長
理事	定村 育恵		無	
理事	前田 正博		無	
理事	松村 とよ子		無	
監事	川島 功		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設立趣旨書

1. 設立の趣旨

(1) 太田市が抱える社会課題

日本全国で、「高齢化」と「少子化」が同時に進んでおります。

平成27年を境として、65歳以上の高齢者人口が20歳未満の若年人口を上回り

さらにその差は拡大し続けております。（総務省：国勢調査による）

このため、年金や医療といった社会保障制度を支える若い世代の負担が重くなり、若い世代ほど生活に困窮する現象が、ここ太田市でも社会問題となっております。

中でも「ひとり親世帯の増加」が課題です。特に母親と子どもの世帯では、経済的に厳しい状況に置かれることが少なくありません。子どもの教育や将来にも影響が及ぶ可能性があり、社会全体でのサポートが求められています。

さらに、「障害者の障害内容の多様化」も進んでいます。身体的な障害だけでなく、発達障害や精神障害など、目に見えにくい困難を抱える人が増えています。

すべての人が暮らしやすい「共生社会」を実現するためには、一人ひとりの違いを理解し、支え合う仕組みづくりが重要です。

これらの課題は互いに関連し合っており、未来の日本を考える上で、私たちみんなで向き合っていく必要があると考えております。

(2) 太田市が抱える社会課題の解決に向けて行ってきた活動

上記の社会課題の解決に向けて次のような活動を続けて参りました。

保育園の園長として35年間、地域の幼児教育施設の開設・運営に携わりました。

また主任児童委員として民生児童委員会の青少年健全育成にも19年間関わり、

さらに放課後児童クラブの施設長も兼務しました。また公設児童館の運営を委託受注し、小規模多機能型高齢者施設の開設・運営にも関わりました。

地域の子育て世代の父親母親との接触を通じ、祖父母同居多世代の農村型から若者別居型への移行、母親の勤労就労により子どもの姿にも変化があるのを見てきました。少子高齢化が地域で進み、子どもの見守りの担い手不足や貧困化、体験不足が進んでいます。

主任児童委員の在任中「綿打農業小学校」を立ち上げ、地域の子どもに関わる人々と、農村地帯であるにもかかわらず、野菜や稲などの成長がどんなものなのか知らずにいる事を憂いて幼稚園、保育園、小学校の子ども達及び保護者を集めて、20余年運営してきました。種まき、田植え、除草作業、収穫、餅つきなどを通して食育活動に向き合いました。

(3) 非営利活動法人を設立する趣旨

今までの経験・知見を活かして社会課題を解決する事業を永続的に運営するためには私の個人事業ではなく法人を設立して後の世代まで引き継ぐことが重要と考えます。特定非営利活動法人として情報を公開することにより、団体の活動等に対する信頼と理解が深まります。

また、法に定められた法人運営により、組織基盤がしっかりし、責任を明確にすることが可能となります。

本事業の目的としては、子どもと子育て当事者、障害者、高齢者等の不特定かつ多数の地域住民の対して、地域ネットワークを構築し、地域全体で、子どもの健全育成及び障害者、高齢者等の地域参加を支援する事業を行い、地域活性化に寄与することであり
ます。

この不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するためには、営利目的の法人ではなく
特定非営利活動法人が相応しいものであると考えております。

2 設立申請に至るまでの経過

- (1) 令和7年8月24日午前10時より、発起人会を開き、設立趣旨、定款、
令和7年度及び令和8年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員等
についての案を審議しました。
- (2) 令和7年9月28日午前10時より、設立総会を開き、設立趣旨、定款、
令和7年度及び令和8年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員等
を提案し審議のうえ決定いたしました。

令和7年9月28日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人ハッピー綿打

設立(代表)者 住所又は居所

氏 名 福島 忠雄

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人ハッピー綿打

1 事業実施の方針

子どもと子育て当事者、障害者、高齢者等の地域住民に対して、地域ネットワークを構築し、地域全体で子どもの健全育成及び障害者、高齢者等の地域参加を支援する事業を行い、地域活性化に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホームみんな家)	小規模住居型児童養育事業	令和8年1月～令和8年3月31日	太田市新田下田中町678	4人	小学生2名、幼稚園児2名、幼児1名
ひとり親家庭・子育て女性支援事業、子ども食堂・学習支援事業、 (こども食堂私家)	ひとり親家庭・子育て女性および子どもと子育て当事者に対し、安価で「栄養のある食事・温かな団欒」を提供し、食育を実践する社会活動	毎月第1、第3木曜日	太田市綿打行政センター調理室ほか	5人	子どもと子育て当事者および地域住民 延べ300人
子ども・若者支援事業、障害者・高齢者支援事業 (綿打農業小学校)	子どもと子育て当事者から高齢者まで障害者を含む地域住民に対し農業体験の機会を提供し、食育教育を実践する社会活動	毎月第2、第4日曜日	太田市新田上田中町828番地付近の田畑	5人	子どもと子育て当事者から高齢者まで障害者を含む地域住民 延べ400人

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ハッピー綿打

1 事業実施の方針

子どもと子育て当事者、障害者、高齢者等の地域住民に対して、地域ネットワークを構築し、地域全体で子どもの健全育成及び障害者、高齢者等の地域参加を支援する事業を行い、地域活性化に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホームみんな家)	小規模住居型児童養育事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	太田市新田下田中町678	4人	小学生2名、幼稚園児2名、幼児1名
ひとり親家庭・子育て女性支援事業、子ども食堂・学習支援事業、 (こども食堂私家)	ひとり親家庭・子育て女性および子どもと子育て当事者に対し、安価で「栄養のある食事・温かな団欒」を提供し、食育を実践する社会活動	毎月第1、第3木曜日	太田市綿打行政センター調理室ほか	5人	子どもと子育て当事者および地域住民 延べ600人
子ども・若者支援事業、障害者・高齢者支援事業 (綿打農業小学校)	子どもと子育て当事者から高齢者まで障害者を含む地域住民に対し農業体験の機会を提供し、食育教育を実践する社会活動	毎月第2日曜日	太田市新田上田中町828番地付近の田畑	5人	子どもと子育て当事者から高齢者まで障害者を含む地域住民 延べ800人

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ハッピー綿打

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員入会金	150,000	150,000
正会員受取会費	15,000	15,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	56,000	56,000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
ファミリーホーム措置費収入	8,025,000	8,025,000
1%まちづくり事業補助金(農業小)	220,000	220,000
太田市補助金(子ども食堂)	33,000	33,000
4. その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計	8,499,000	8,499,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,372,000	3,372,000
法定福利費	395,000	395,000
福利厚生費	334,000	334,000
人件費計	4,101,000	4,101,000
(2) その他経費		
地代家賃	1,321,000	1,321,000
業務委託費	573,000	573,000
水道光熱費	204,000	204,000
研修教育費	449,000	449,000
消耗品費	244,000	244,000
賃借料	77,000	77,000
減価償却費	0	0
雑費	4,000	4,000
支払利息	0	0
その他経費計	2,872,000	2,876,000
事業費計	6,973,000	6,973,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	300,000	300,000
人件費計	300,000	300,000
(2) その他経費		
会議費	10,000	10,000
租税公課	41,000	41,000
水道光熱費	50,000	50,000
旅費交通費	25,000	25,000
通信運搬費	75,000	75,000
消耗品費	430,000	430,000
車両費	300,000	300,000
印刷製本代	27,000	27,000
雑費	118,000	118,000
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	1,076,000	1,076,000
管理費計	1,376,000	1,376,000
経常費用計	8,349,000	8,349,000
当期経常増減額	150,000	150,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	150,000	150,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		150,000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1年から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ハッピー綿打
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員入会金	0	0
正会員受取会費	30,000	30,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	111,000	111,000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
ファミリーホーム措置費収入	16,051,000	16,051,000
1%まちづくり事業補助金(農業小)	440,000	440,000
太田市補助金(子ども食堂)	65,000	65,000
4. その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計	16,697,000	16,697,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,750,000	6,750,000
法定福利費	789,000	789,000
退職給付費用	0	0
福利厚生費	672,000	672,000
人件費計	8,211,000	8,211,000
(2) その他経費		
地代家賃	2,641,000	2,641,000
業務委託費	1,146,000	1,146,000
水道光熱費	407,000	407,000
研修教育費	898,000	898,000
消耗品費	487,000	487,000
賃借料	155,000	155,000
減価償却費	0	0
雑費	8,000	8,000
支払利息	0	0
その他経費計	5,742,000	5,742,000
事業費計	13,953,000	13,953,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	600,000	600,000
人件費計	600,000	600,000
(2) その他経費		
会議費	19,000	19,000
租税公課	81,000	81,000
水道光熱費	99,000	99,000
旅費交通費	50,000	50,000
通信運搬費	150,000	150,000
消耗品費	857,000	857,000
車両費	599,000	599,000
印刷製本代	54,000	54,000
雑費	235,000	235,000
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	2,144,000	2,144,000
管理費計	2,744,000	2,744,000
経常費用計	16,697,000	16,697,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		150,000
次期繰越正味財産額		150,000